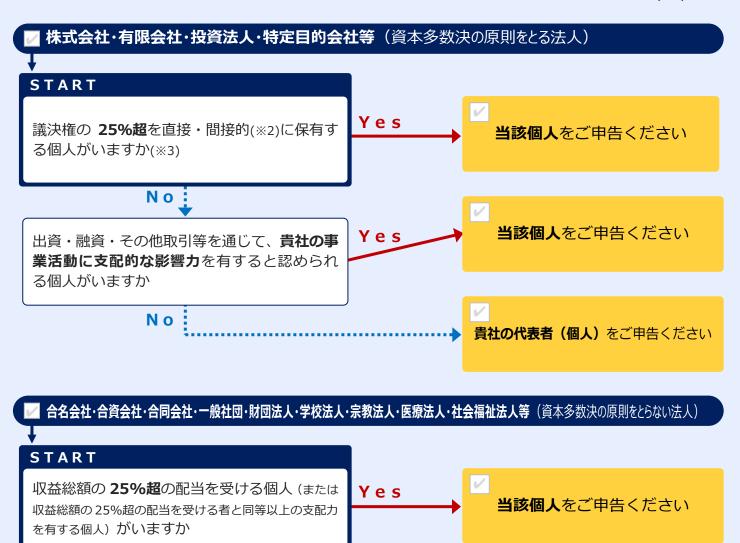
犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関する

法人のお客さまへのお願い

貴社について以下のチャートに沿ってご確認のうえ、実質的支配者をご申告ください。(※1)



また、実質的支配者が「外国の重要な公的地位にある者等」に該当する場合は、その旨ご申告ください。 (「外国の重要な公的地位にある者等」の詳細につきましては、「犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお客さ まへのお願い」等をご覧ください)

- (※1) 実質的に支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合は実質的支配者になりません。また、国・地方公共団体・ 上場会社またはその子会社が実質的支配者の場合は、その法人の名称・所在地をご申告ください。
- (※2)「間接的に保有」とは、以下の考え方となります。 『他の法人が貴社の議決権を保有している場合に、その法人の議決権を 50%超保有している者は、その法人が保有する貴社の議 決権を有しているものとみなします。』
- (※3)議決権の50%超を保有する個人や収益総額の50%超の配当を受ける個人がいる場合は、その個人1名のみをご申告ください。



N o

あなたの未来を強くする 住友生命

貴社の代表者(個人)をご申告ください